

平成21年5月21日から裁判員制度が始まります！

もっと知りたい裁判員制度Q&A

Q 裁判員裁判は、1日何時間ぐらいかかりますか？



A 1日あたり5～6時間程度と見込まれています。

1日にどのくらいの時間、裁判を行なうかは裁判所や事件ごとに異なり、事件の内容や裁判員の負担なども考慮して、その都度決められていくことになります。ただし、丸1日かかる事件であっても、昼食時間は当然ありますので、実際に裁判が行なわれる時間は、通常は1日に5時間～6時間程度と考えられます。なお、裁判所に来ていただいた場合には、昼食代などの費用を補填するため日当が支払われます。



Q 裁判が1日で終わらない場合、裁判員は自宅に帰ってもよいのですか？



A 帰宅できます。

帰ることができます。諸外国では、裁判が終わるまで自宅に帰ることを許さないという制度の例もありますが、裁判員制度ではそのようなことはありません。



裁判員制度に関するお問い合わせは……
熊本地方裁判所 ☎325-2121



問い合わせ先

税務課 収納班(合志庁舎)
☎248-1114

税金の収納率向上を目指し徴収(滞納処分)を強化しています

市の財政健全化、納税者の公平性を図るため、より一層の徴収強化(滞納処分)に取り組んでいます。

滞納処分とは、国税徴収法に基づき、滞納者の不動産(土地・建物)、動産、給与、生命保険、自動車などを、差し押さえて強制徴収するものです。また、平成20年からは強制的に家宅捜索を行ない財産の差し押さえを実施しています。なお、差し押さえた物件は、インターネットや県との合同売会などを利用し換価を行ない滞納税に充てます。

●合志市の滞納処分(差押)の実績(平成20年4月から平成21年2月末現在)

差押項目	件数	金額
不動産・動産・自動車・給与等	239件	10,732,236円

※滞納があるからといって、すぐに滞納処分という訳ではありません。

しかし、滞納に対して納税相談も無い、相談をしても約束を守らない滞納者を対象に滞納処分を執行します。

何らかの理由で支払いが困難、もしくは遅れるなどの納付に関してのご相談は随時受け付けています。



タイヤロックによる自動車差押



差押動産



合同売会場

税の納付は便利な口座振替で

合志市の財政は、市民皆さんからの市税等でまかなっています。市税等は、皆さんが、安全で快適な生活をするために欠かすことのできないものです。市税等は、必ず納期限内に納めましょう。

税の納付には、便利な口座振替もあります。受付日の翌月末日(月末が土日祝の場合は月初めの営業日)から指定の口座より自動的に引き落とされます。

税務課(合志庁舎)、総合窓口(西合志庁舎)、須屋支所、泉ヶ丘支所、市内の指定金融機関、市内の収納代理金融機関で手続きできます。

指定金融機関

菊池地域農業協同組合

収納代理金融機関

肥後銀行、熊本ファミリー銀行、熊本信用金庫、熊本第一信用金庫、熊本中央信用金庫、ゆうちょ銀行、熊本県信用組合

平成21年度 市税の納期限一覧表

	軽自動車税	市県民税・固定資産税・国民健康保険税	口座振替日	口座振替依頼書提出期限
全 期	6月1日(月)		左記と同じ	4月30日(木)
第1期		6月30日(火)	左記と同じ	5月29日(金)
第2期		7月31日(金)	左記と同じ	6月30日(火)
第3期		8月31日(月)	左記と同じ	7月31日(金)
第4期		9月30日(水)	左記と同じ	8月31日(月)
第5期		11月2日(月)	左記と同じ	9月30日(水)
第6期		11月30日(月)	左記と同じ	10月30日(金)
第7期		12月28日(月)	12月25日(金)	11月30日(月)
第8期		2月1日(月)	左記と同じ	12月28日(月)